第１号様式（第４条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書

様

大阪市長

　平成　　年　　月　　日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録の申請については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第１項の規定により登録したので、通知します。

1. 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の所在地

2　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称

3　登録年月日

4　登録番号　　　　　　　　第　　　　　　号

第２号様式（第５条関係）

第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の基準に

適合しない旨の通知書

様

大阪市長

　　平成　　年　　月　　日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅

事業に係る登録の申請については、次の理由により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の基準に適合しないので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第４項の規定により、通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請住宅の所在地 |  |
| 申請住宅の名称等 |  |
| 理由 |  |

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に大阪市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分をあったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第３号様式（第６条関係）

第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書

様

大阪市長

　平成　　年　　月　　日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事

業に係る登録の申請については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第11条第１項の規定により、登録を拒否するので、同条第２項により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請住宅の所在地 |  |
| 申請住宅の名称等 |  |
| 理由 |  |

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に大阪市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分をあったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第４号様式（第８条関係）

平成　　年　　月　　日

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書

大阪市長

　届出者

　　　　　　　　住所

法人にあっては、その主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　氏名

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を廃止したので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第14条の規定により届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 廃止した日 | 平成　　　年　　　月　　　日 |
| 登録住宅の所在地 |  |
| 登録住宅の名称等 |  |
| 登録年月日登録番号 | 平成　　　年　　　月　　　日　　第　　　　　号 |
| 備考 |  |

注：廃止等の内容がわかる資料を添付してください。

第５号様式（第12条関係）

第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告依頼書

様

大阪市長

次の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅について、大阪市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関する要綱第12条第２項の規定により、下記の事項について報告を依頼します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 登録住宅の所在地 |  |
| 登録住宅の名称等 |  |
| 登録年月日登録番号 | 平成　　　年　　　月　　　日　　第　　　　　号 |
| 報告期限 | 平成　　　　年　　　月　　　日 |
| 報告事項 |  |

第６号様式（第12条関係）

平成　　年　　月　　日

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告書

大阪市長

　　　　登録事業者

　　　　　　　　 住所

法人にあっては、その主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　 氏名

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅について、大阪市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関する要綱第12条第３項により、管理状況を報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 登録住宅の所在地 |  |
| 登録住宅の名称等 |  |
| 登録年月日登録番号 | 平成　　　年　　　月　　　日　　第　　　　　号 |
| 報告事項 |  |

第７号様式（第13条関係）

第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業管理状況確認結果通知書

様

大阪市長

平成　　年　　月　　日付で報告のあった、次の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅について、管理状況を確認した結果は以下のとおりです。

改善指示事項がある場合は速やかに改善するとともに、　　　　年　　月　　日までに、大阪市

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関する要綱第14条に規定する改善状況報告書を提出してください。

なお、期日までに提出がない場合、改善が見られないものとして取り扱うこととなりますので、必ず期日までにご提出ください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 登録住宅の所在地 |  |
| 登録住宅の名称等 |  |
| 登録年月日登録番号 | 平成　　年　　月　　日　　　第　　　　　号 |
| 確認結果 |  |

第８号様式（第14条関係）

平成　　年　　月　　日

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅改善状況報告書

大阪市長

　　　登録事業者

住所

法人にあっては、その主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　氏名

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅について、大阪市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関する要綱第14条により、管理状況の改善のための措置を講じたことを報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 登録住宅の所在地 |  |
| 登録住宅の名称等 |  |
| 登録年月日登録番号 | 平成　　年　　月　　日　　　第　　　　　号 |
| 管理状況の改善のために講じた措置 |  |

第９号様式（第15条関係）

第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　大阪市長

　次の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第24条第 　 項第 　 号の規定により登録を取り消したので、同条第３項の規定に基づき通知します。

　記

|  |  |
| --- | --- |
| 登録住宅の所在地 |  |
| 登録住宅の名称等 |  |
| 登録年月日登録番号 | 平成　　　年　　　月　　　日　　第　　　　　号 |
| 理由 |  |

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に大阪市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分をあったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。